

# 諸外国における取組の現状 関係資料

平成20年9月16日  
環 境 省

## 諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など

・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
<p>&lt;参考&gt;2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】          :各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定</p>		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入

(出典)各国政府及びOECD資料

## 欧州諸国におけるエネルギー税制の主な変遷

イギリス	<p><b>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ</b> 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p><b>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入</b> 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。</p>
ドイツ	<p><b>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入</b> 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p><b>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大</b> 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p><b>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入</b> 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p>
オランダ	<p><b>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入</b> 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p><b>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合</b> ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p><b>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定</b> 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 ※ 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。</p>
デンマーク	<p><b>1992年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入</b> 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。</p>

（出典）各国政府資料及び OECD 資料

## 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2008年7月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油取引税 : 32.10〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	19.51 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 19.51〕	2.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.61〕	5.84 (円/kg) 〔気候変動税 : 5.84〕	0.958 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.958〕
ドイツ	105.37 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 105.37〕	75.73 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 75.73〕	3.95 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.95〕	1.41 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.41〕	6.19 (円/kg) 〔エネルギー税 : 6.19〕	1.980 (円/kWh) 〔電気税 : 1.980〕
フランス	97.71 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 97.71〕	68.97 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 68.97〕	2.68 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 2.68〕	1.42 (円/kg) 〔石炭税 : 1.42〕	3.35 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 3.35〕	—
オランダ	110.93 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 110.93〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	2.08 (円/kg) 〔石炭税 : 2.08〕	38.49~1.96 (円/kg) 〔エネルギー税〕	12.107~0.081 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	100.95 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : 92.16 —付加税 : 7.70 —戦略備蓄料 : 1.09	58.60 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : 49.38 —付加税 : 8.66 —戦略備蓄料 : 0.56	9.71 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 9.30 —戦略備蓄料 : 0.41	8.13 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 7.94 —戦略備蓄料 : 0.19	5.20 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 4.99 —戦略備蓄料 : 0.21	0.423 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 0.403 —戦略備蓄料 : 0.021
デンマーク	89.74 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 84.88〕 〔CO2税 : 4.85〕	66.81 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 61.45〕 〔CO2税 : 5.36〕	47.23 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 41.51〕 〔CO2税 : 5.71〕	36.75 (円/kg) 〔石炭税 : 31.95〕 〔CO2税 : 4.80〕	75.98 (円/kg) 〔天然ガス税 : 69.26〕 〔CO2税 : 6.72〕	14.706 (円/kWh) 〔電気税 : 12.722〕 〔CO2税 : 1.984〕
EU 最低税率	57.80 (円/ℓ)	48.62 (円/ℓ)	2.17 (円/ℓ)	0.64 (円/kg)	1.52 (円/kg)	0.081 (円/kWh)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てるのが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。この他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けをしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ℓ)・0.65(kg/m<sup>3</sup>)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m<sup>3</sup>)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半年適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

## 日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

(2008年7月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油取引税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	45,543 (円) 〔炭化水素油税 : 45,543〕	40,368 (円) 〔炭化水素油税 : 40,368〕	7,200 (円) 〔炭化水素油税 : 7,200〕	1,083 (円) 〔気候変動税 : 1,083〕	1,820 (円) 〔気候変動税 : 1,820〕
ドイツ	45,388 (円) 〔エネルギー税 : 45,388〕	28,915 (円) 〔エネルギー税 : 28,915〕	1,458 (円) 〔エネルギー税 : 1,458〕	587 (円) 〔エネルギー税 : 587〕	1,930 (円) 〔エネルギー税 : 1,930〕
フランス	42,087 (円) 〔石油産品内国消費税 : 42,087〕	26,333 (円) 〔石油産品内国消費税 : 26,333〕	989 (円) 〔石油産品内国消費税 : 989〕	588 (円) 〔石炭税 : 588〕	1,044 (円) 〔天然ガス消費税 : 1,044〕
オランダ	47,780 (円) 〔鉱油税 : 47,780〕	25,632 (円) 〔鉱油税 : 25,632〕	24,777 (円) 〔鉱油税 : 24,777〕	865 (円) 〔石炭税 : 865〕	12,002~610 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	43,481 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 39,694 - 付加税 : 3,315 - 戦略備蓄料 : 472〕	22,374 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 18,852 - 付加税 : 3,307 - 戦略備蓄料 : 215〕	3,583 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 3,433 - 戦略備蓄料 : 150〕	3,375 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 3,296 - 戦略備蓄料 : 79〕	1,622 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 1,557 - 戦略備蓄料 : 65〕
デンマーク	38,651 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 36,562 CO2税 : 2,089〕	25,506 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 23,460 CO2税 : 2,045〕	17,429 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 15,320 CO2税 : 2,109〕	15,256 (円) 〔石炭税 : 13,263 CO2税 : 1,993〕	23,692 (円) 〔天然ガス税 : 21,598 CO2税 : 2,094〕
EU 最低税率	24,896 (円)	18,563 (円)	802 (円)	267 (円)	474 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てるのが法令上定められている、等の例外がある)。

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

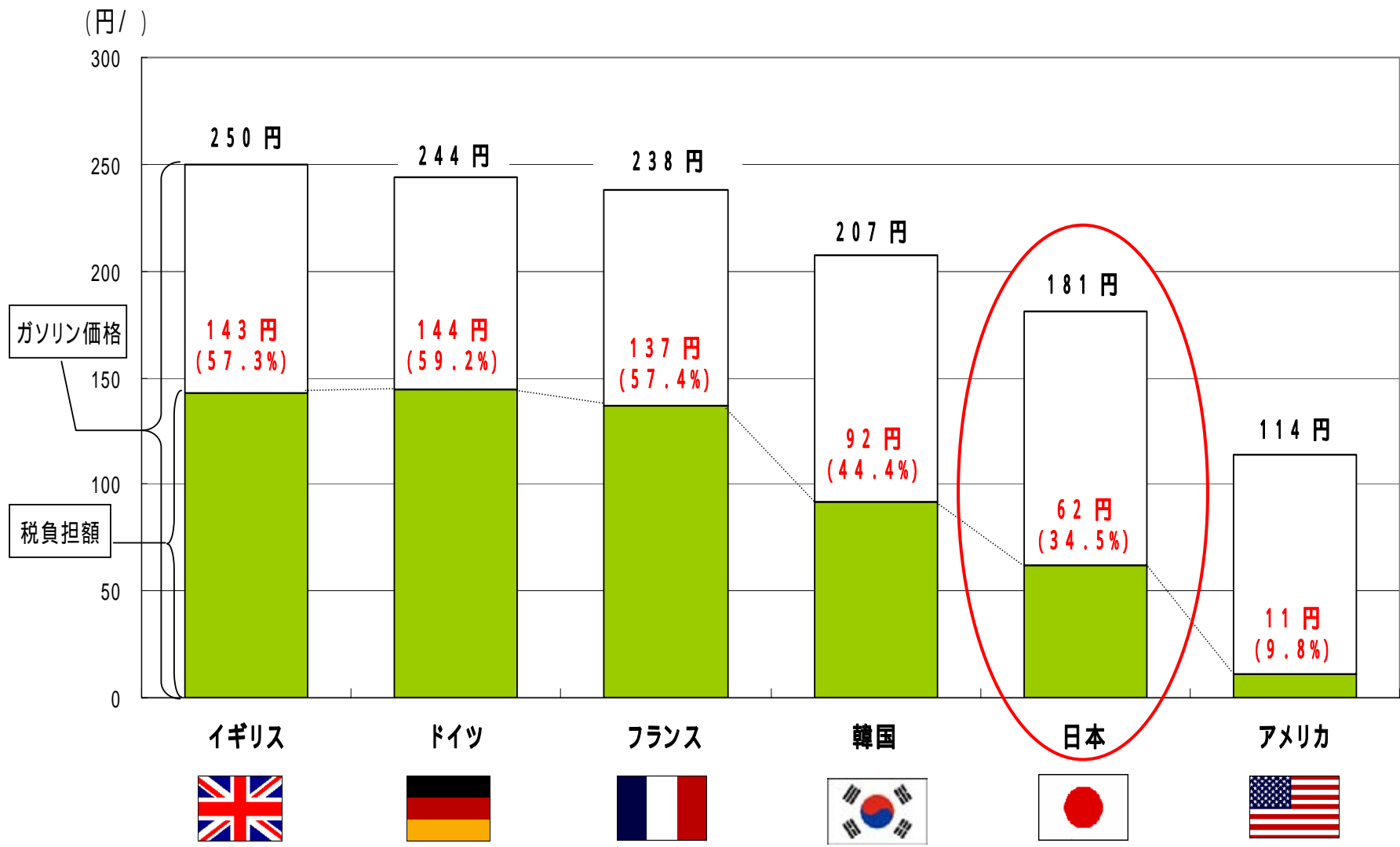
(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m<sup>3</sup>)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

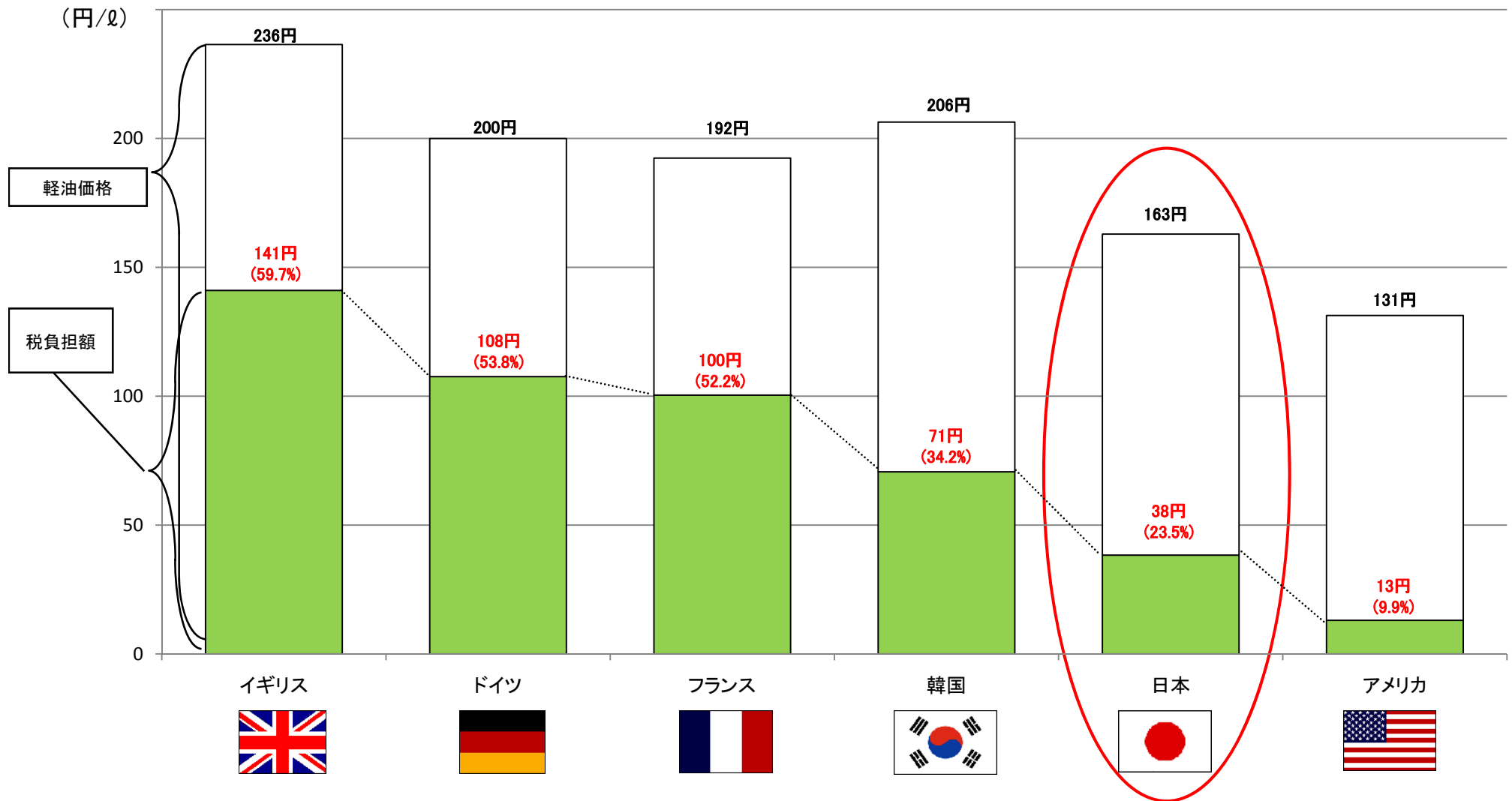
# 日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較



(注1) 2008年7月時点 I E A 調べ(日本(石油情報センター調べ)及び韓国(韓国石油公社調べ)は2008年7月第5週)

(注2) 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、100ウォン=約11円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)

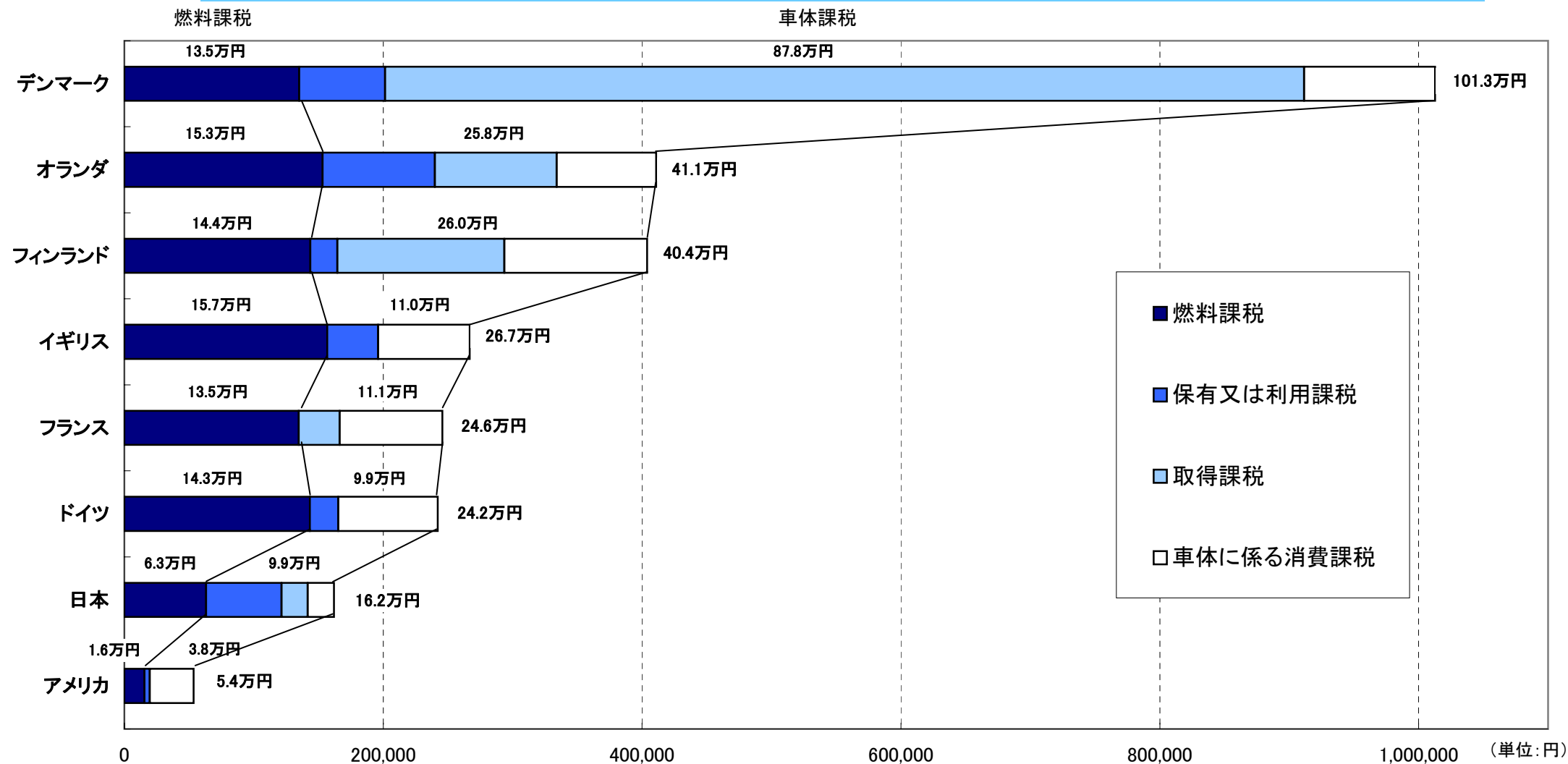
# 日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較



(注1) 2008年7月時点 I E A 調べ(日本(石油情報センター調べ)及び韓国(韓国石油公社調べ)は2008年7月第5週)

(注2) 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、100ウォン=約11円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)

# 燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額） （2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算）



※1 車両重量約1.5t、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,000ℓ、平成20年1月現在の税率

車体価格(税抜本体価格)は2,430,000円と仮定している。

燃料価格(消費課税等の税込み)はデンマーク10.206デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.523ユーロ/ℓ、フィンランド1.416ユーロ/ℓ、イギリス1.046ポンド、フランス1.354ユーロ/ℓ、ドイツ1.400ユーロ/ℓ、日本153.3円/ℓ、アメリカ0.851ドル/ℓ (IEA「エネルギー価格と税(2008年第2四半期)」による2008年第1四半期の価格)。

為替レート: 1ドル=117円、1ポンド=238円、1ユーロ=163円、1デンマーク・クローネ=0.188ドル(2008年上半年に適用される基準外国為替相場、裁定外国為替相場及び市場実勢相場)

※2 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。

※3 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。

※4 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車に課税対象)及び車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。

※5 燃料課税には、消費税、小売上税、付加価値税が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。



# OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)

## ( OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes” )

**表4A 環境関連税制の内訳 (抄)**

( Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年(億ドル)

課 税 対 象	日 本
<b>エネルギー物品 (Energy products)</b>	<b>485</b>
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
<b>自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)</b>	<b>291</b>
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税
- 石油石炭税
- 電源開発促進税
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

**表4B 環境関連税制の税収 (抄)**

( Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年

	GDP 比 (% of GDP)			税 収 (億ドル)		
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の使途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。